

栃木県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令

平成12年12月28日

栃木県警察本部訓令乙第37号

(概要)

本訓令は、栃木県警察の職員がその職務に関連して保持しなければならない道義上の規範及び職員がその勤務に服するに当たって遵守しなければならない義務の基準を定めたものである。

主な内容は、

- 職務倫理
- 服務の根本基準
- 法令等の厳守
- 信用失墜行為の禁止
- 個人に関する情報の保護
- 職務の公正の保持
- 指揮監督の責任
- 身上指導

等の項目からなっている。